



2026/02/19 19:38 現在の情報です。

専有部分の家屋番号	3-5-101 ~ 3-5-125 3-5-201 ~ 3-5-227 3-5-301 ~ 3-5-325 3-5-401 ~ 3-5-425 3-5-501 ~ 3-5-525 3-5-601 ~ 3-5-625 3-5-701 ~ 3-5-711					
表 題 部 (一棟の建物の表示)		調製	余 白		所在図番号	余 白
所 在	川崎市川崎区小田七丁目 3 番地 5				余 白	
建物の名称	ジェイパーク川崎コンフィール				余 白	
① 構 造		② 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建		1階	2731	: 48	〔平成14年3月18日〕	
		2階	2640	: 35		
		3階	2474	: 55		
		4階	2474	: 55		
		5階	2474	: 55		
		6階	2474	: 55		
		7階	1102	: 52		
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)						
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積 m ²		登 記 の 日 付	
1	川崎市川崎区小田七丁目 3 番 5	宅地	8567 : 85		平成14年3月18日	

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0 2 0 1 0 1 0 0 1 7 4 7 5
家屋番号	小田七丁目 3 番 5 の 5 1 5		余 白	
建物の名称	5 1 5 号		余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造 1 階建	5 階部分 8 6 : 7 6 :	平成 1 4 年 2 月 2 2 日新築 〔平成 1 4 年 3 月 1 8 日〕	
表 題 部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	1 5 2 万 1 0 9 6 分 の 9 0 6 1	平成 1 4 年 3 月 4 日敷地権 〔平成 1 4 年 3 月 1 8 日〕	
所 有 者	東京都目黒区青葉台一丁目 1 6 番 4 号 持分 2 分の 1 株式会社ジョイント・コーポレーション 東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 4 2 分の 1 株 式 会 社 共 立 エ ス テ ー ト			

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成14年5月7日 第20819号	原因 平成14年3月27日売買 所有者 川崎市川崎区小田七丁目2番1-51 5号 橋 本 健
付記1号	1 番登記名義人氏名変更	平成26年8月4日 第29358号	原因 平成24年12月1日相続人不存在 登記名義人 亡 橋 本 健 相 続 財 産
2	所有権移転	平成27年4月27日 第18805号	原因 平成27年4月27日売買 所有者 横浜市鶴見区獅子ケ谷一丁目4番26 号昼間アパート201 油 井 伸 之

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成14年5月7日 第20820号	原因 平成14年5月7日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金2,380万円 利息 年2・60% ただし、平成24年5月 7日から年4・00% (月割計算とし、月末 満の期間は、年365日の日割計算) 損害金 年14・5% (年365日の日割計算) 債務者 川崎市川崎区小田七丁目2番1-51 5号 橋 本 健 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号

			住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社大和銀行川崎支店)
付記1号	1番抵当権移転	平成24年2月1日 第4361号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
2	抵当権設定	平成14年5月7日 第20821号	原因 平成14年3月5日保証委託契約による 求償債権平成14年5月7日設定 債権額 金970万円 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 川崎市川崎区小田七丁目2番1ー51 5号 橋 本 健 抵当権者 大阪市中央区北浜二丁目2番22号 大和ギャランティ株式会社
3	1番抵当権抹消	平成27年4月27日 第18803号	原因 平成27年4月27日解除
4	2番抵当権抹消	平成27年4月27日 第18804号	原因 平成25年2月13日解除
5	抵当権設定	平成27年4月27日 第18806号	原因 平成27年4月27日債権譲渡 (原契約 同日金銭消費貸借・譲渡人株式会社みずほ銀 行) にかかる債権同日設定 債権額 金2,150万円 利息 年0・942% ただし、平成32年4 月27日から年1・542% (月割計算とし 、月末満の期間は年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 横浜市鶴見区獅子ケ谷一丁目4番26 号昼間アパート201 油 井 伸 之 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構 (取扱店 株式会社みずほ銀行川崎支店)
6	抵当権設定	平成27年4月27日 第18807号	原因 平成27年4月13日金銭消費貸借平成 27年4月27日設定 債権額 金239万円 利息 年1・875% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 横浜市鶴見区獅子ケ谷一丁目4番26 号昼間アパート201 油 井 伸 之 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目5番5 号 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (取扱店 川崎支店)

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。